

## 令和5年度 保育料 (3歳未満児) 北九州

・この保育料表は、3歳未満児を対象としたものです。3歳以上児の保育料は無料です。ただし、お子さんの年齢が、年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中はこの保育料表の額を適用します。

・ひとり親世帯等の軽減対象世帯は、表2の額を適用します。

階層区分		月額			
		3歳未満児			
		第1子		第2子	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800	6,000	5,900
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900	7,050	6,950
D	1 市民税所得割課税額 55,000円未満	17,100	16,800	8,550	8,400
	2 市民税所得割課税額 79,000円未満	21,600	21,200	10,800	10,600
	3 市民税所得割課税額 97,000円未満	28,400	27,900	14,200	13,950
	4 市民税所得割課税額 115,000円未満	33,200	32,600	16,600	16,300
	5 市民税所得割課税額 152,000円未満	39,900	39,200	19,950	19,600
	6 市民税所得割課税額 169,000円未満	43,800	43,000	21,900	21,500
	7 市民税所得割課税額 230,000円未満	49,800	48,900	24,900	24,450
	8 市民税所得割課税額 269,000円未満	52,800	51,900	26,400	25,950
	9 市民税所得割課税額 301,000円未満	55,800	54,800	27,900	27,400
	10 市民税所得割課税額 351,000円未満	59,300	58,300	29,650	29,150
11 市民税所得割課税額 397,000円未満	61,300	60,200	30,650	30,100	
12 市民税所得割課税額 397,000円以上	63,300	62,200	31,650	31,100	

表2 3歳未満児<ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に限る>【単位：円】

階層区分		月額			
		3歳未満児			
		第1子		第2子	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900	0	0
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950	0	0
D	1 市民税所得割課税額 55,000円未満	7,200	7,100	0	0
	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100	0	0

※ 市民税所得割課税額 77,101円以上のひとり親世帯等の場合、表1の保育料と同額となります。